

## 大崎市告示第71号

大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年 3月22日

大崎市長 伊藤 康志

### 大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、大崎市立地適正化計画に定める居住誘導区域(以下「対象区域」という。)内における住宅の浸水被害の軽減を図るため、対象区域内の住宅の所有者等が行う宅地のかさ上げ等(以下「補助対象行為」という。)に要する経費について、予算の範囲内で大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、大崎市補助金等交付規則(平成18年大崎市規則第60号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 住家(自らの居住の用に供する住宅のことをいう。以下同じ。)の所有者であること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 同一の建築物等を対象として、この要綱に基づく補助金の交付を受けた者でないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、対象区域内において、次の各号のいずれかに該当する住家を対象に補助対象者が行う別表第1の補助対象行為とする。

(1) 過去に内水氾濫による床下床上浸水の被害を受けた実績のある住家

(2) 水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第4項に規定する浸水した場合に想定される水深が3メートルを超える区域(以下「浸水想定区域」という。)にある住家

2 補助金の対象となる経費、補助率及び限度額は、別表第2のとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 補助対象行為の見積書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更申請等)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)

は、その申請内容を変更しようとするときは、大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金変更交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類等を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 計画変更後の事業計画書
- (2) 計画変更後の補助対象行為の見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更内容の可否を決定し、大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金計画変更可否決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付申請取下届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、当該補助金の交付の決定に係る補助対象事業を完了したときは、大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者が発行した工事代金の領収書の写し
- (2) 工事を実施した箇所の工事中及び工事完了の写真(着工前と同じ箇所)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の決定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該行為を審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付請求書(様式第8号)により、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は返還を命ずるときは、大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金取消・返還命令通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

補助対象行為(平成31年度以後に実施されたものに限る。)

区分	内容
宅地の盛土	宅地に50センチメートル以上の盛土をすること。

住家の建物の基礎のかさ上げ	既存住家の建物の基礎を50センチメートル以上のかさ上げをすること。
---------------	-----------------------------------

備考 浸水想定区域にある住家については想定水位以上に居室の床面等が確保される場合に限る。

別表第2（第3条関係）

補助対象経費	補助率及び限度額
住家の建物の建替えにおける当該宅地のかさ上げ及び建物基礎のかさ上げ工事に要する経費	経費の2分の1とし、100万円を限度に交付する。
既存住家の建物の盛土及び基礎のかさ上げ工事に要する経費	

様式第1号(第4条関係)

大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付申請書

年 月 日

大崎市長 様

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金の交付を受けたいので、大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

所在地	大崎市
補助対象行為の内容	
交付申請額	円 (事業費総額 円)
着手・完了予定期日	年 月 日 から 年 月 日
添付書類	事業計画書 補助対象行為の見積書 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

大崎市指令( )第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

大崎市長 印

大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金について、  
下記のとおり可否を決定したので、大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付要綱第5条第1項  
の規定により通知します。

記

補助金交付の可否	可 ・ 否
補助金交付決定額	円
補助対象行為の内容	
所在地	大崎市
行為の期間	年 月 日 から 年 月 日
交付条件	(1) 補助金を他の用途に使用しないこと。 (2) 大崎市補助金等交付規則及び大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付要綱を遵守すること。 (3) 前2号のことを守らないときは、本指令を取り消し、補助金の返還を命ずるものとする。
否の場合その理由	

様式第3号(第6条関係)

大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

大崎市長 様

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け大崎市指令( )第 号で補助金の交付決定を受けた大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金について、下記のとおり計画の内容を変更したいので、大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付決定額	円
補助金変更申請額	円
所在地	大崎市
補助対象行為の内容	
計画の変更内容及び理由	
計画変更後の着手・完了予定期日	年 月 日 から 年 月 日
添付書類	計画変更後の事業計画書 計画変更後の補助対象行為の見積書 その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第6条関係)

大崎市指令( )第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

大崎市長



大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金計画変更可否決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金について、下記のとおり可否を決定したので、大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

補助金交付の可否	可 ・ 否
補助金変更交付決定額	円
所 在 地	大崎市
補 助 対 象 行 為 の 内 容	
計 画 変 更 後 の 着 手 ・ 完 了 予 定 期 日	年 月 日 から 年 月 日
交 付 条 件	(1) 補助金を他の用途に使用しないこと。 (2) 大崎市補助金等交付規則及び大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付要綱を遵守すること。 (3) 前2号のことを守らないときは、本指令を取り消し、補助金の返還を命ずるものとする。
否 の 場 合 そ の 理 由	

様式第5号(第7条関係)

大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付申請取下届出書

年 月 日

大崎市長 様

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け大崎市指令( )第 号で交付決定を受けた大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金について、下記のとおり交付申請を取り下げることとしたので、大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

補助金交付決定額	円
所在地	大崎市
交付申請取下げ理由	

様式第6号(第8条関係)

大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金実績報告書

年 月 日

大崎市長 様

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

㊟

電話番号

年 月 日付け大崎市指令( )第 号で交付(変更)決定を受けた大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金について、下記のとおり完了したので、大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助金交付決定額	円
所在地	大崎市
補助対象行為の内容	
完了年月日	年 月 日
添付書類	施工業者が発行した工事代金の領収書の写し 工事を実施した箇所の工事中及び工事完了の写真(着工前と同じ箇所) その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

大崎市長



大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金確定通知書

年 月 日付け大崎市指令( )第 号で交付決定した大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金の額を下記のとおり確定したので大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

補 助 金 確 定 額	円
所 在 地	大崎市

様式第8号(第10条関係)

大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付請求書

年 月 日

大崎市長 様

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け大崎市指令( )第 号で確定通知のあった大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金について、大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

補助金確定額	円
補助金請求額	円
所在地	大崎市
補助金振込先	
金融機関名	
フリガナ 口座名義人	
口座種別	普通・当座
口座番号	
口座名義人生年月日	年 月 日

様式第9号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

大崎市長



大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金取消・返還命令通知書

年 月 日付け大崎市指令( )第 号で交付決定した大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金について、大崎市宅地かさ上げ等事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり取り消します〔ので返還を命じます〕。

記

補 助 金 返 還 額	円
所 在 地	大崎市
取 消 ・ 返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日
返 還 方 法	別紙納入通知書により納入してください。